

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、第 2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業の実施方針を公表します。

平成 17 年 6 月 20 日

岩手県知事 増田 寛也

第2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

実施方針

平成 17 年 6 月

岩 手 県

< 目 次 >

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 公共施設等の管理者等の名称	1
(3) 事業目的	1
(4) 本事業の概要	1
(5) 事業のスケジュール(予定)	4
(6) 遵守すべき法令等	4
2 特定事業の選定の方法及び基準	5
(1) 選定方法	5
(2) 選定基準	5
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 募集及び選定の方針	6
2 募集及び選定のスケジュール(予定)	6
3 要求する性能及びサービス水準	6
4 応募者の資格等	7
(1) 応募者の構成等	7
(2) 構成員の制限	7
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	8
(1) 資格審査	8
(2) 事業提案審査	8
(3) 著作権	8
(4) 特許権等	9
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 基本的考え方	10
2 予想されるリスクと責任分担	10
3 事業の監視	10
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
1 施設の立地条件	11
2 建物等の機能	11
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	12
2 事業の継続が困難となった場合の措置	12
3 金融機関と本県との協議	12
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
1 法制上及び税制上の措置	13
2 財政上及び金融上の支援	13

3	その他の支援	13
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1	提案に伴う費用	14
2	実施方針に対する意見等の受付及び回答	14
3	連絡先	14
(別紙1)	整備予定地	15
(別紙2)	第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会設置要綱	16
(別紙3)	第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会委員名簿	17
(別紙4)	リスク分担(案)	18
(別紙5)	想定する本施設への受入対象物	19
(別紙6)	実施方針に関する意見・質問書	20

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

第 2 クリーンセンター（仮称）整備・運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

岩手県知事 増田 寛也

(3) 事業目的

岩手県（以下「本県」という。）では、「いわて資源循環型廃棄物処理構想」の理念に基づき、廃棄物を資源として捉え、本来の産業活動や県民の日常生活によって排出される廃棄物を資源として再生利用（適正処理）する資源循環型モデル施設の検討を進めてきた。

本事業は、産業廃棄物の自県内処理を促進するとともに、循環型地域社会の形成を進めるため、資源循環型モデル施設の全体構想のうち、公共関与による産業廃棄物処理施設として、先行して整備する焼却（溶融）施設（以下「本施設」という。）の整備・運営を行うものである。

なお、本施設は、青森県境の不法投棄廃棄物を受け入れる処理施設の一つとして予定しており、当該廃棄物の適切かつ早急な処理が可能となる。

また、隣接地において、将来的に一般廃棄物処理施設の整備が見込まれる。

(4) 本事業の概要

事業場所

岩手県九戸郡九戸村大字江刺家地内（別紙 1 を参照）

事業方式

本事業の事業方式は、B O O (Build-Own-Operate)方式とする。具体的な事業範囲は、 示す。

事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

施設整備期間：事業契約締結日の翌日を始期とし、平成 21 年度までの期間とする。

運 営 期 間：施設竣工日から 20 年を経過した日までの期間とする。

ただし、P F I 事業者は、運営期間終了後において事業を継続することについて、運営期間が終了する日の 3 年前までに、本県に協議できるものとする。

用地返還期間：P F I 事業者は、運営期間が終了した日から 2 年以内に事業用地を本県に返還するものとする。

事業範囲

P F I事業者は、事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、要求水準を満たす本施設の設計及び建設を行う。竣工後は、P F I事業者が施設を所有し、施設の維持管理・修繕を行い、事業の運営を行うものとする。運営期間終了後、本施設を撤去し、事業用地を本県に返還する。

ア 施設、設備及び事業用地の設計、整備

- (ア) 施設、設備及び事業用地の設計及びその関連業務（測量・地質調査は、本県の負担で実施する。追加調査が必要な場合は、PFI事業者の負担で実施する。）
- (イ) 建築確認等の手続業務及びその関連業務（環境影響評価の手続きは、準備書作成までを本県の負担で実施し、それ以降は、P F I事業者の負担で本県とP F I事業者が共同で実施する。）
- (ウ) 施設及び事業用地の整備並びにその関連業務（取付道路を含む。なお、取付道路については、隣接地等の使用者の利用にも配慮すること。）
- (エ) 設備等の設置工事及びその関連業務（取付道路等に敷設する給水設備、排水設備等を含む。）
- (オ) 整備に伴う各種申請等の業務

イ 施設の運營業務

- (ア) 本施設の運営及びその関連業務

ウ 施設、設備及び事業用地（残置森林を含む。）の維持管理修繕業務

- (ア) 保守管理
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 警備業務
- (エ) 環境衛生管理業務
- (オ) 点検修繕業務

エ 事業用地返還業務

- (ア) 施設撤去及びその関連業務
- (イ) 解体及び廃止に伴う各種申請等の業務
- (ウ) 事業用地に関する環境基準適合調査業務

P F I 事業者の収入

P F I 事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 産業廃棄物処理収入

本施設に搬入される産業廃棄物の処理収入等は P F I 事業者の収入となる。ただし、処理料金（単価）は、P F I 事業者の提案によるものとするが、自県内処理の推進に寄与する料金設定とする。

イ 熱供給事業収入等

本施設の電気・熱販売、スラグ販売等に係る収入は、P F I 事業者の収入となる。なお、売電や余熱利用等については P F I 事業者の提案によるものとする。

土地の権利形態

本県は、P F I 事業者に、本事業の実施に必要と認める用地（取付道路、残置森林を含む。）を有償で貸し付ける。

(5) 事業のスケジュール(予定)

平成 17 年 6 月	実施方針に関する意見、質問受付・回答
平成 17 年 7 月	特定事業の選定 募集要項及び要求水準書の公示、募集要項及び要求水準書に係る説明会
平成 17 年 7~8 月	募集要項及び要求水準書に関する質問受付・回答
平成 17 年 8 月~9 月	参加表明書及び資格審査申請書類の受付 資格審査結果の通知 資格審査結果に関する説明要求の受付
平成 17 年 12 月	提案書の受付
平成 18 年 1 月	提案書に関するヒアリング、審査
平成 18 年 2 月	審査結果通知及び結果の公表 優先交渉権者の決定及び公表
平成 18 年 5 月~6 月	事業契約締結
平成 18 年 7 月~21 年度	施設の設計及び建設
平成 21 年度	供用開始
平成 21 年度~ 平成 40 年度	施設の維持管理及び運営
平成 41 年度~平成 42 年度	事業用地返還(施設解体等)

(6) 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令及び関係条例
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 岩手県環境影響評価条例
- ・ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例
- ・ 循環型地域社会の形成に関する条例
- ・ その他関連する法令等

2 特定事業の選定の方法及び基準

(1) 選定方法

本県は、本事業をPFI事業として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合や、サービスの向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定する。

また、特定事業の選定を行ったときは、評価の内容及び結果を速やかに公表する。

(2) 選定基準

本事業を特定事業として選定するに当たっては、次の客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ PFI事業者に移転されるリスクの評価
- エ アからウまでに掲げる事項の総合的評価

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方針

本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者の選定を進める。

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営を経て事業終了までの段階の各業務を通じて、PFI事業者には効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。

事業提案の審査に当たっては、本県の負担、利用者の負担（受入料金の設定等）、提案されるサービス内容をはじめ、設計能力、建設能力、技術能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価する。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

平成 17 年 7 月下旬	募集要項及び要求水準書の配布
平成 17 年 7 月下旬	募集要項及び要求水準書に関する説明会
平成 17 年 7 月下旬	募集要項及び要求水準書に関する質問受付
平成 17 年 8 月上旬	募集要項及び要求水準書に関する質問回答
平成 17 年 8 月下旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
平成 17 年 9 月上旬	資格審査結果の通知
平成 17 年 9 月上旬	資格審査結果に関する説明要求の受付
平成 17 年 12 月中旬	提案書の受付
平成 18 年 1 月中旬	提案書に関するヒアリング
平成 18 年 2 月下旬	審査結果通知、結果の公表

3 要求する性能及びサービス水準

本事業の対象となる本施設に要求する性能、及び維持管理業務・運営業務について要求するサービス水準は、募集要項と併せて公表する要求水準書にて提示する。

4 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ア 応募者は、単独の企業又は複数の企業等により構成されるグループとし、複数の企業等により構成されるグループは、代表者を定めるものとする。
- イ 構成員には日量 40 トン以上の処理能力を有する一般廃棄物の焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設の運転実績を有する者を含むものとする。
- ウ 構成員には、建設業法に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者を含むものとする。
- エ 構成員には、建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値通知書のうち、清掃施設の総合評定値が 1,000 以上である者を含むものとする。
- オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。
- カ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本県と協議するものとする。

(2) 構成員の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 本県の指名停止措置を受けている者。
- ウ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- エ 下記の法律の規定による申立て等がなされている者。
 - (ア) 商法第 381 条の規定による整理開始の申立て又は通告
 - (イ) 破産法第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立て
 - (ウ) 旧和議法第 12 条の規定による和議開始の申立て
 - (エ) 会社更生法第 30 条の規定による更生手続開始の申立て
 - (オ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- カ 本事業に係るアドバイザー業務及び提案審査に関与した者並びにこの者と親会社・子会社の関係にある者。
 - なお、本事業に係るアドバイザー等は次のとおりである。
 - ・ 日本技術開発株式会社
 - ・ 東京青山・青木法律事務所
 - ・ 第 2 クリーンセンター（仮称）整備検討委員会委員

5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 資格審査

本事業を事業期間中安定的に遂行する能力の有無等を審査する。

なお、資格審査は、参加表明時に提出する資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果は応募者に通知する。

(2) 事業提案審査

提案審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者、地元住民及び自治体職員により構成される第2クリーンセンター（仮称）整備検討委員会において行う。（別紙2、別紙3を参照）

審査内容

第2クリーンセンター（仮称）整備検討委員会は、本事業の目的に鑑み、次の内容により、事業提案に係る審査を行う（公募型プロポーザル方式）。具体的な審査基準については、募集要項と併せて公表する。

- ・技術審査

施設の内容、運営及び維持管理の内容、実施体制等について審査する。

- ・事業計画審査

工期、資金調達等の事業の実現性及び安定性について審査する。

- ・その他

その他必要な事項について審査する。

事業者の選定

公募型プロポーザル方式の方法により、本県が、第2クリーンセンター（仮称）整備検討委員会で最優秀提案として選定された提案書を提出した応募者を優先交渉権者と決定する。

審査結果の公表

審査結果は、これを公表する。

(3) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとし、本県に帰属しないが、公表、展示、その他本県がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本県は、これを無償で使用するすることができるものとする。

また、事業契約に至らなかった応募者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しないものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

この事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。原則として、リスクを招いた原因者がそのリスクを分担することとし、不可抗力、法令変更等、本県又はPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるものについては、本県とPFI事業者との役割分担及びリスクへの対応能力等の観点から、リスクを分担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本県のリスク分担は、原則として別紙4の表によることとする。具体的内容については、募集要項において明示し、最終的には事業契約で明文化する。

3 事業の監視

本県は、PFI事業者が提供するサービスの内容の確認及びPFI事業者の財務状況を把握するため、PFI事業者に対して定期的に業務状況や財務状況の報告等を求めることができるものとする。

また、本県は、PFI事業者が事業契約で定める仕様又は条件に違反した場合は、PFI事業者に対して改善措置を求めることができるものとする。報告及び改善措置の方法、内容等については、募集要項で明示し、最終的には、事業契約で定める。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

建設予定地	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家地内
敷地面積	約 20,000 平方メートル（取付道路、残置森林及び法面等を除く。）
都市計画区域	指定なし

2 建物等の機能

施設構成等については要求水準書で明示する。ただし、基本的な機能構成については、以下のとおりである。

ア 産業廃棄物の中間処理施設（焼却（溶融）施設）とする。

イ 青森県境の不法投棄廃棄物等については、本施設を受入処理施設の一つとして予定しており、この不法投棄廃棄物を処理できる機能を有する施設とする。

ウ 本施設の規模は、日量 80 トン程度（300 日稼動）を見込む。ただし、応募者は、自らのリスクのもと、施設規模の拡大、縮小を提案できるものとする。なお、想定する本施設への受入対象物は、別紙 5 のとおりである。

エ 売電や余熱利用等については応募者の提案によるものとする。

オ 一般廃棄物については、PFI 事業者と市町村との直接の契約のもとで、受け入れることを認めるものとする。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本県とPFI事業者との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本県とPFI事業者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、事業契約に係る訴訟については、岩手県庁の所在地を管轄する日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、本県及びPFI事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、本事業に係る資産の取扱いを含め、事業契約の規定に従い、事業を終了する。

3 金融機関と本県との協議

事業の安定的な継続を図るために、本県は、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめPFI事業者の本事業に関して資金を融資する金融機関と適切な取決めをするための協議を行う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

P F I事業者が事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

P F I事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本県はこれらの支援をP F I事業者が受けることができるよう努めるものとする。

ただし、廃棄物処理施設整備費国庫補助金及びこれに対応する県補助金は、見込まないものとする。

3 その他の支援

P F I事業者が事業を実施するに当たり、その他の支援が必要と認められる場合は、本県は、P F I事業者に対して支援を行うよう努めるものとする。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 提案に伴う費用

提案に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

2 実施方針に対する意見等の受付及び回答

この実施方針に関する意見又は質問がある場合は、別紙 6 による実施方針に関する意見・質問書を、電子メール、郵送又は持参により、次に掲げる期間内に、3 の連絡先に提出すること。

なお、郵送又は持参の場合で電子ファイルで作成した場合は、そのファイルも併せて提出すること。

(電子メール及び郵送)

平成 17 年 6 月 20 日(月曜日)から 30 日(木曜日)まで

なお、郵送の場合は、平成 17 年 6 月 30 日(木曜日)必着とする。

(持 参)

平成 17 年 6 月 20 日(月曜日)から 30 日(木曜日)までの午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

提出された実施方針に対する質問に対する回答書については、特定事業の選定結果の公表時に下記の連絡先にて配布する。

3 連絡先

岩手県環境生活部資源循環推進課廃棄物処理モデル施設担当課(担当:小川、吉田、八重樫)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話 019-629-5386 FAX 019-629-5369

E-mail:AC0003@pref.iwate.jp

(別紙1) 整備予定地



図 1 事業実施区域

(別紙2)第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1 第2クリーンセンター(仮称)の整備に関し、PFI事業者の選考評価等を行うため、第2クリーンセンター(仮称)整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) PFI事業者の選考評価に係る基準に関すること。
- (2) PFI事業者の選考評価に関すること。
- (3) その他第2クリーンセンター(仮称)の整備に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、岩手県環境生活部長(以下「部長」という。)が委嘱する委員をもって組織する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、部長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、岩手県環境生活部資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

(別紙3) 第2 クリーンセンター(仮称)整備検討委員会委員名簿

氏名	所属等	委員歴、専門分野等
上柿 初雄	九戸村助役	(地元市町村)
上山 昭一	九戸村住民	(地元住民)
越谷 信	岩手大学工学部助教授	岩手県環境審議会委員 (地質)
小松 勝治	(財)産業廃棄物処理事業振興財団適正処理推進部参与	(廃棄物)
笹尾 俊明	岩手大学人文社会科学部助教授	岩手県廃棄物処理施設設置等専門委員会委員 (環境経済)
中澤 廣	岩手大学工学部教授	岩手県再生資源利用認定製品審査会委員 (廃棄物・リサイクル)
古川 治	岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長	(行政)
築田 幸	岩手県環境保健研究センター所長	(環境)

岩手県公共関与型廃棄物処理施設用地選考評価委員会委員(平成15年度)

(別紙4) リスク分担(案)

本県のリスク分担としては、以下のとおりとし、他はPFI事業者のリスク分担とする。

分類	本県のリスク分担	備考
要求水準等の変更	要求水準書、募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの。	
契約締結の遅延等	選定事業者の責に因らない契約締結の遅延等に関するもの。	
工事の遅延等	PFI事業者の責に因らない工事の遅延等に関するもの。	
制度・法令変更	重大な変更により本事業の継続が困難となることが見込まれる関係法令・許認可等の変更に関するもの。	事業の継続が不可能と本県が判断した場合は、PFI事業者が施設を解体・撤去して用地を返還するものとし、本県は原則として損害賠償その他を請求しないものとする。
不可抗力	天災・暴動などによる本事業の中止に関するもの。	事業の継続が不可能と本県が判断した場合は、PFI事業者が施設を解体・撤去して用地を返還するものとし、本県は原則として損害賠償その他を請求しないものとする。
住民合意	PFI事業者の責に因らない住民反対運動、訴訟に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止に関するもの。	
第三者賠償責任	要求水準に定める基準を下回る場合における騒音、振動等に関するもの。	

(別紙5) 想定する本施設への受入対象物

表 想定する主な受入対象物

産業廃棄物	
品目	対象
廃プラスチック類	全業種(農業系の廃棄物を含む。)
建設混合廃棄物(廃石膏ボードを除いた残渣) および建設混合廃棄物	建設業
産業汚泥(無機)	建設業
建設廃木材	建設業
廃油(特別管理産業廃棄物)	全業種
廃酸(特別管理産業廃棄物)	全業種
廃アルカリ(特別管理産業廃棄物)	全業種
感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)	全業種
上水道汚泥	上水道
下水道汚泥	下水道

産業廃棄物のうち、動物のふん尿、動物の死体は受入対象外

特別管理産業廃棄物のうち、PCB及びPCB汚染物、PCB処理物は受入対象外

(別紙6) 実施方針に関する意見・質問書

第2 クリーンセンター(仮称)整備・運営事業実施方針に対する
(意見・質問)書

平成 年 月 日

岩手県知事 増田 寛也 様

企業名 :

職名・氏名 :

電話番号 :

FAX番号 :

e-mail :

平成 年 月 日付け「第2 クリーンセンター(仮称)整備・運営事業実施方針」第8 - 2の規定に基づき、(意見・質問)書を提出します。

記

頁	項目	内容
P1	第1-1-(1) 事業名	